（削る）

11　次に掲げる自動車については、細目告示第六十八条及び第百四十六条の規定中「協定規則第166号」とあるのは「協定規則第166号初版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和十年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者が運転者席において自動車の前部近傍にある障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造又は当該障害物を確認するための鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　協定規則第百六十六号の規則15・4・3・6・の適用を受ける自動車

12　前項第一号から第三号までに掲げる自動車については、次の表の上欄に掲げる規定は、同表中欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用することができる。

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
細目告示第六十八条第五項第一号	次に掲げる障害物	別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した高さ１m直径30cmの円柱
細目告示第六十八条第六項第一号	協定規則第166号の規則6. 及び15. から17. まで	別添81「直前直左確認鏡の技術基準」
細目告示第百四十六条第八項第一号イ及び第二百二十四条第八項第一号イ	車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側	運転者席側

（前照灯）

第六十四条　（略）

２～５　（略）

６　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第四項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十四条第二項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

13　指定自動車等以外の自動車については、細目告示第百四十六条第八項第一号イ及び第二百二十四条第八項第一号イ中「車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側」とあるのは「運転者席側」と読み替えることができる。

（新設）

（新設）

（前照灯）

第六十四条　（略）

２～５　（略）

６　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第三項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十四条第二項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）